	――― その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
1001.99	その他のもの		
	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100199.011	―― メスリン		
	――― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	20.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	――― その他のもの	20.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
	―― その他のもの		
100199.019	――― その他のもの		
	――――― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	――――― その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
10.02	ライ麦		
1002.10	播種（は）用のもの		
100210.020	2 その他のもの	4.2%	EIF
1002.90	その他のもの		
100290.010	― 飼料用のもの	4.2%	EIF
100290.090	― その他のもの	4.2%	EIF

10.03	大麦及び裸麦		
1003.10	播種（は）用のもの		
100310.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM2
1003.90	その他のもの		
	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100390.019	―― その他のもの		
	――― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM2
10.05	とうもろこし		
1005.10	播種（は）用のもの		
100510.020	2 その他のもの	1kgにつき9円	EIF
1005.90	その他のもの		
	2 その他のもの		
	― 関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けないもの		
	―― 輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの		
100590.096	――― その他のもの	3.0%	EIF
10.07	グレーンソルガム		
1007.10	播種（は）用のもの		
100710.020	2 その他のもの	3.0%	EIF
1007.90	その他のもの		
100790.090	― その他のもの	3.0%	EIF
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		
1008.10	そば		